



- 本社 福岡市博多区店屋町 3-20
- ラボ 久留米市合川町 1488-4-101

- 代表者 代表取締役 津崎 慎二
- 設立 2005年4月
- 資本金 1,000万円
- 従業員 12名
- 電話 092-263-8359
- FAX 092-263-8383
- e-mail kanri@nikkiken.jp
- HP-URL <http://www.nikkiken.jp/>
- 連絡担当者 総務部 千堂 敬一郎

食に携わる皆様を分析・ 検査で幅広くサポート

【事業概要】

食の安全に携わる企業・生産者の社会的使命を幅広くサポートするために、安価で正確・迅速な食品検査サービスを提供いたします。大手製薬会社・食品メーカーから農家にいたるまで幅広く対応しており、定期的に検査を委託されるお客様は約6割に上っております。2009年6月よりペットフードの安全性・成分分析試験を行っています。また、ポジティブリスト制での残留農薬検査も行っています。お客様に対し、最良のご提案、迅速かつ精度の高い検査・分析、ご利用しやすい料金設定を目指しています。

【製品・サービス内容】

■食品・化粧品の品質保持期間・衛生管理に関する 分析及び評価業務

●微生物検査：食品危害の大部分は病原微生物が原因となり発生しています。微生物検査による品質と安全の定期的検証を行うことができます。

●賞味期限・消費期限の検査・設定

期限設定をお決めになるのは、製造者や輸入者であるお客様です。設定の判断に検査をお役立てください。適した温度設定を行い、過日ごとに検査を行います。検査の途中段階でも、検査結果に応じてお客様にご相談しながら最良の検査方法をご提案いたします。

●拭き取り検査：食品加工工程における厨房設備、調理器具などの微生物を検査いたします。

■食品・化粧品の表示に関する分析及び評価業務

●理化学検査

栄養成分分析：平成27年4月1日、新たに食品表示法が施行されました。新法ではJAS法、食品衛生法、健康増進法の義務表示の部分が一元化され、さらに機能性表示食品制度も導入されました。食品表示法では原則としてすべての消費者向けの加工食品、食品添加物に栄養成分表示が『義務化』されました。

義務表示項目として、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量、そして任意（推奨）表示項目として、飽和脂肪酸、食物繊維、任意（その他）表示項目として、糖類、糖質、コレステロール、ビタミン、ミネラル類が設定されました。食品表示法を遵守し、消費者に適正な情報を提供することが必要されています。

■食品・化粧品の安全性試験の実施及び評価業務

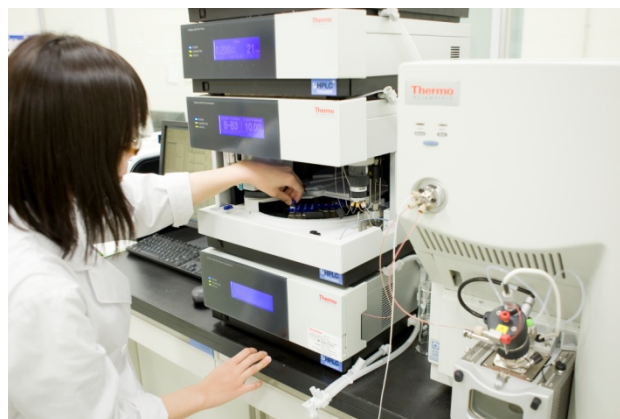
●残留農薬検査：2006年5月、厚生労働省によりポジティブリスト制が導入され、農薬、抗生物質などがすべての食品において規制対象となっています。ポジティブリスト制に対応した多成分一斉分析により、食品中の残留農薬を分析いたします。一斉分析によって分析できない農薬に対しても個別に分析いたします。

●重金属分析：食品中に混在する重金属分析を行い、食品が安全であるかの確認が行えます。

●食品添加物分析：保存料や合成着色料などの食品添加物を分析いたします。その他、ペットフードの安全分析や成分分析、放射性物質の検査を行っておりますので、ご相談ください。

■機能性食品の成分検査

機能性食品の素材開発として食品検査を実施することにより、素材自体の特性を明らかにし、健康維持に貢献できるような素材を提供することを心がけています。



LC/MS/MSによる検査も行っております